資料 1

「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27~29年度)」(案)に お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

(1)政策等の題名	「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27~29年度)」		
(2)政策等の案の公表日	平成27年1月20日(火)		
(3) パブリック・コメント 手続の実施期間	平成27年1月20日(火)~2月18日(水)		
(4) 意見等提出者数	2名		
(5)提出意見等件数	4件		
(6)提出意見等を考慮した 結果及びその理由	下記のとおり		
(7) その他の修正点	下記のとおり		

意見 番号	ページ	意見の内容 (概要)	市の考え方	
第1章 計画の趣旨 2. 計画の位置づけ (2) その他関連計画との関係				
1	3	「児童育成計画」は「子ども・子育て支援 事業計画」として記載されるべきではない でしょうか。	「子ども・子育て支援事業計画」として記載 することとし、原案を修正します。	
2	3	「健康増進計画」「児童育成計画(意見番号1参照)「障害者基本計画」は「地域福祉計画」にすべて含有されるものではなく、目的として異なるものではあるが、重なり合うものとして描かれるべきではないでしょうか。	ご指摘のとおり、それぞれの計画は相互に関 連しておりますので、図では示さず、本文の	
3	ဘ	「景観計画」「環境計画」「都市計画」「生涯学習計画」などの計画との整合性を具体的にとってくださることを明示していただくために、図の中に記載していただけないでしょうか。		
第3章 計画の基本的な考え方 5. 地域包括支援センターの設置方針				
4	5 1	相談窓口(介護保険の入口)は人数を増やしてでもしっかりラインを引いて、委託ではなく直営で行うべきだ。今の方法が職員は様々な事業所とのしがらみがなくていいはずだ。実際、要支援のとき、センターのケアマネジャーに大変良くしてもらい心強かった。	これまで、市は直営で地域包括支援センターを運営してきましたが、今後見込まれる高齢者の増加や介護ニーズの増大に対して効率的、効果的に対処するため、原案を基本とし、公平性を担保しつつ、委託を視野に入れた研究を行います。	

※ 字句、誤記の訂正、わかりにくい表現等の適正化を適宜行いましたが、詳細については省略しています。